令和８年（２０２６年）１０月２７日
第２回滋賀県立病院経営協議会　資料２

滋賀県立精神医療センターの医療提供体制の検討

【目次】

１　検討の背景
２　精神医療センターが担う主な役割
３　本県の精神科医療提供体制を取り巻く状況
４　滋賀県において精神医療センターが提供する医療機能
５　医療提供体制の充実・強化の取組

（参考）他府県立精神科病院との比較
（参考）県内有床精神科病院との比較

1 検討の背景

●法令上の位置付け

- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県は精神科病院を設置しなければならない。
- 都道府県は精神科救急医療体制の整備や措置入院など、精神科医療提供体制の確保に関する役割を担っている。

●精神保健医療を取り巻く環境の変化

- 入院医療中心から地域生活中心の精神医療への転換が進められている。
- 精神疾患へのニーズが多様化し、専門的な医療機能の確保が求められている。
- 医療人材の確保や持続可能な経営体制の構築が課題となっている。

●県立精神医療センターの役割

- 県内精神科救急における常時対応型病院として、当番病院等で受け入れが困難な場合に入院患者を受入れる。
- 県内医療機関で対応困難な患者への対応を行う。（処遇困難例など）
- 精神保健福祉センターや保健所が行う保健福祉活動に協力する。
- 依存症や児童・思春期、医療観察法医療の専門的な医療を担うほか、今後の高齢化社会を見据えた身体合併症医療などの専門機能も担う。

●医療機能検討の必要性

- 地域医療構想へ精神医療が位置づけられ、厚生労働省において今年度中を目途に精神医療における地域医療構想のガイドラインの策定が検討されることから、その方向性によっては、県立精神医療センターが今後担うべき役割と持続可能な運営のあり方について検討する。

2 精神医療センターが担う主な役割

区 分	機 能	内 容（例）	役 割
中核的機能	精神科救急	夜間休日を含め、県内医療機関で対応が困難な緊急および救急医療の提供	・県内精神科救急における常時対応型病院として、当番病院等で受け入れが困難な場合に入院患者を受入れ ・県内医療機関で対応困難な患者への対応（処遇困難例など）
専門的機能	依存症医療	依存症治療拠点医療機関としてアルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症等の患者の治療を実施	・依存症に関する専門医療を提供し、地域の治療体制を補完する
	児童・思春期精神医療	ＰＴＳＤ、被虐待児症候群、発達障害の二次障害としての精神症状を有する子どもへの専門的医療	・児童・思春期の患者専用の病床を整備する ・関係諸機関と協働し県内における専門的な精神医療体制を支える
	医療観察法医療	医療観察法対象患者(重大な他害行為を行った者で、心神喪失等と判断され、実刑を免れた者)への専門的医療	・裁判所や保護観察所と協力し、指定入院医療機関として多職種チーム（ＭＤＴ）により病状の改善を図り、社会復帰を促進する ・指定通院医療機関として訪問看護を含め地域での適切な治療を提供する
	身体合併症対応	精神疾患と身体疾患を併せ持つ患者への医療	・精神科単独では対応が困難な患者への医療提供体制を確保する（県立総合病院・滋賀医大等との連携）
公立病院としての役割	災害精神医療	災害発生時に被災者や支援者の心のケアを行う体制の整備・派遣	・新興感染症発生時の患者受け入れ態勢の整備 ・被災地への災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣
	司法機関への対応	司法機関からの依頼に基づく診察等への対応	・民間医療機関では対応が難しい司法機関からの依頼に対し、公立病院として対応

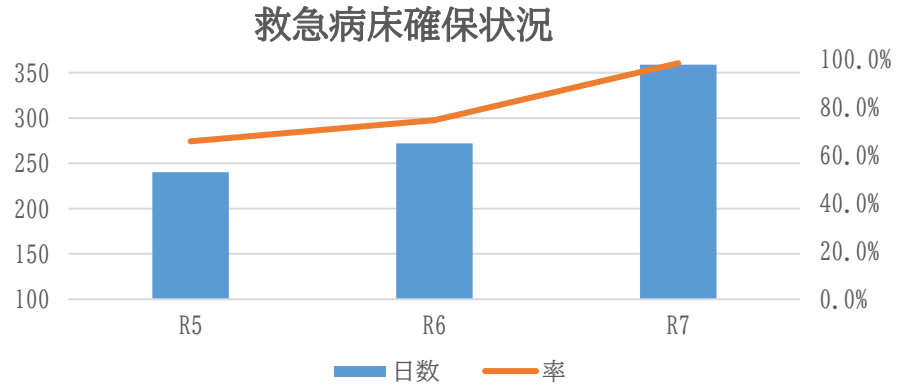
3　本県の精神科医療提供体制を取り巻く状況（その1）

【県内の精神科救急医療の状況】

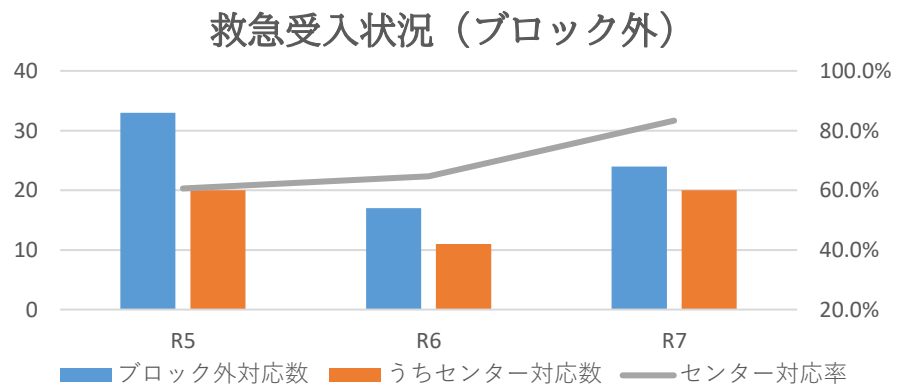
- 精神科救急医療システムは、県内の精神科医療機関を３ブロックに区分し、輪番制による「当番病院」が、夜間や休日の警察通報等に対し、精神科救急情報センターからの診察依頼を応需するもの。
- 精神医療センターは、常時対応型病院として、各ブロックで応需できない事案について、バックアップする役割を有する。



（出典）精神保健福祉センター資料を改編



	日数	率
R5	240	65.8%
R6	272	74.5%
R7	359	98.4%



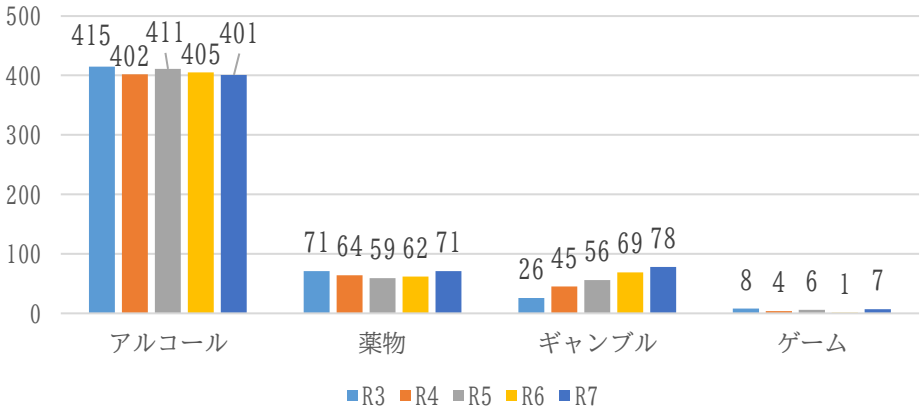
	R5	R6	R7
ブロック外対応数	33	17	24
うちセンター対応数	20	11	20
センター対応率	60.6%	64.7%	83.3%

3　本県の精神科医療提供体制を取り巻く状況（その2）

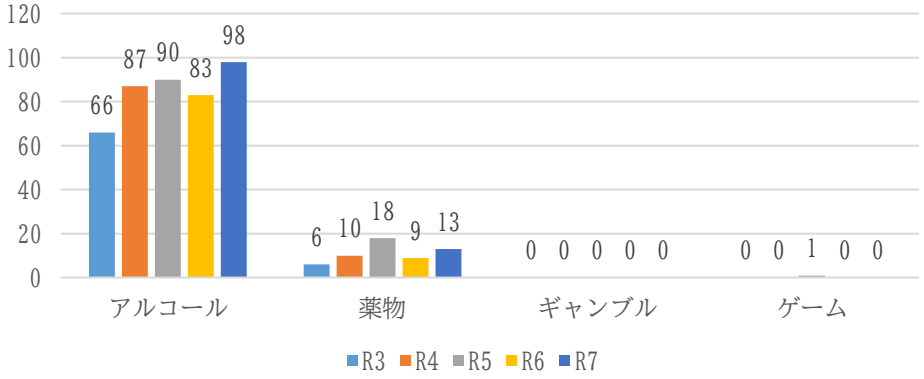
【精神医療センターの依存症治療の状況】

- 依存症の専門医療機関・依存症治療拠点機関として、依存症医療研修会の開催など、地域の医療機関における診療技術の向上や連携体制の構築に取り組んでいる。

外来患者実人数年次推移



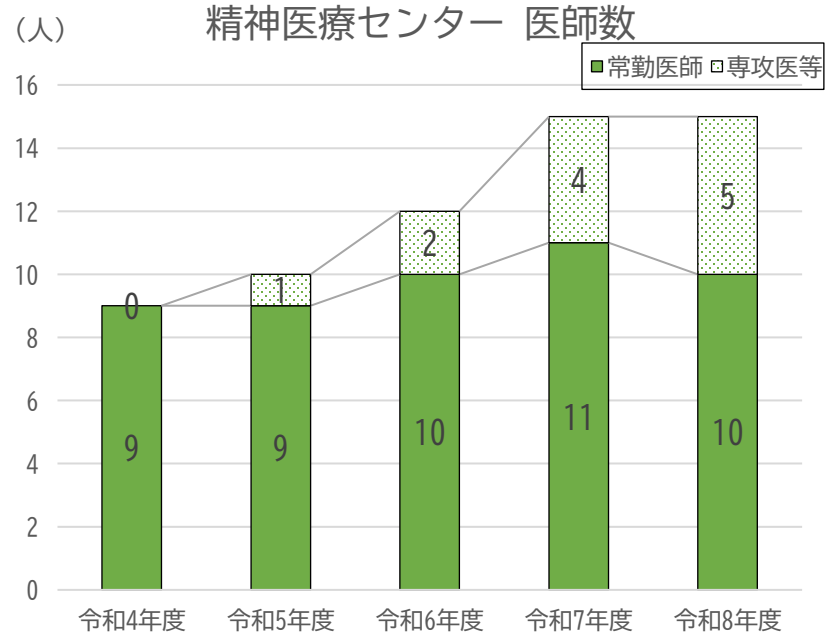
入院患者実人数年次推移



【精神医療センターの医師の状況】

- 専門外来の初診予約の待ち期間は、数年前と比べ短縮を図っているものの、「数か月」となっている。
- 令和５年度に精神科専門医研修基幹施設の認定を受け、専攻医が増加している。
- ベテラン医師の退職や育児休業（３名）で実働者は定員の14人に達していない。

精神医療センター　医師数



4　滋賀県において精神医療センターが提供する医療機能

【基本的な考え方】
- **日常的・継続的な精神科医療は、地域の医療機関が診療を担っている**。
- 一方で、県立精神科病院には、**地域の医療機関等では対応が困難な政策医療を担うとともに、地域の関係機関との連携を推進し、県全体の精神保健医療体制の充実を図る役割**が求められる。
- また、専門的精神医療を継続して提供するためには、担い手となる**専門人材を確保・育成する必要**がある。

【政策的医療・専門的医療の提供】

●精神科救急

精神科救急医療を支える機能

●専門的精神医療の提供

医療観察法医療、依存症医療、児童・思春期精神医療、発達障害専門デイケア　等
また、上記医療提供に伴う地域医療機関との連携を推進

【専門人材の確保・育成】

●人材育成・技術支援

専門的精神医療を支える専門人材の育成

これらの機能については地域医療構想での議論を踏まえながら引き続き検討する

5　医療提供体制の充実･強化の取組

精神医療センターにおける主な課題について

●医療機能に関する課題

精神科救急
- 常時対応型病院として、救急対応を行う体制の維持
- 地域との連携に係る更なる強化

専門
- 依存症治療拠点医療機関としての継続的な依存症治療の提供
- 児童・思春期病床の整備を控えているほか、災害拠点精神科病院としての機能整備に向けた検討

●人材に関する課題

人材確保
- 専攻医の受け入れを進めているものの、医師は依然として不足

労働安全
- 業務に起因する看護師の休職者が一定数生じていることを踏まえた、職員が安全に働ける環境づくり

●収支に関する課題

収入増
- 診療報酬加算の取得や児童思春期の入院基本料の取得等による診療単価の向上余地

支出減
- 材料費や経費等の継続的な費用削減

「医療機能の向上」「人材」「収支改善」の３点に分け今後の医療提供体制の充実・強化の取組を検討

5　医療提供体制の充実･強化の取組

（１）医療機能の向上に関する取組

体制の見直し

・令和６年度以降、幹部会議や医局会議などを新設し、**意思決定や情報共有の迅速化や議論の活性化等を推進**
・令和８年度に「地域連携室」を設置し、**病院・診療所との円滑な連携を推進**

政策的・専門的医療の提供

【精神科救急】
・県内精神科救急における常時対応型病院として、**病棟の受入意識の向上**やベッドコントロール会議の実施により、**年間を通じた病床確保**を推進
（令和６年度：74.5%、令和７年度：98.4%）
・引き続き、精神保健福祉センターと連携し、**高齢初診患者等の救急受入れにおける身体科との連携を推進**

【身体合併症対応】
・身体合併症患者への対応に向け、県立総合病院・滋賀医科大学医学部附属病院等の**他院との連携を推進**

【依存症治療】
・依存症治療について、令和７年度のアルコール依存症入院プログラムの実績減少を踏まえ、**依存症全体のプログラムを見直し**
・令和８年度から個々の患者に寄り添った参加方法に変更し、**安定した実施状況を確保**

【児童・思春期精神医療】
・「中・高生こころの専門外来」について、**医師の配置転換等により初診予約から診察までの待機期間を６～７か月から４か月に短縮**
・引き続き、**需要を踏まえた診療枠の拡大や県内専門クリニックとの連携を検討**
・児童・思春期病床の整備に向け、設計調整と併せて**関係機関との調整を推進**

5　医療提供体制の充実･強化の取組

（２）人材に関する取組

人材確保

・精神科専門医研修基幹施設等として**専攻医の受入れを促進**
（令和６年度：１名、令和７年度：２名、令和８年度：１名）
・将来にわたり県立病院の運営を担う人材の確保・育成をするため**「病院運営職」の職種を新設**

労働安全

・患者からの暴行等を未然に防ぐため、
包括的暴力防止プログラム（CVPPP）の
学習等を通じた安全な職場づくりを推進
・「カスハラ防止指針」に沿った対応や
草津警察署と協力した防犯対策訓練、
防犯グッズの整備を行うとともに、
患者からの暴行等に対するコードレッド、
１１０番通報、被害届の提出等、
職員を守るための対応を実施
・メンタルヘルスやハラスメントに
関する相談窓口の設置（病院事業庁）



職員の意欲

・令和８年２月に病棟主治医制を導入し、**チーム医療による適切で均質な医療の提供と**
医師の働き方改革を進め、持続可能な治療体制を構築
・資格取得や研修を奨励し、**職員の知識・技能の向上を推進**
（診療に必要な心理職の研修も追加予定）
・医局に大型モニターを設置し、**病床稼働状況や経営指標を日々共有**
・令和８年３月に医局を改修し、業務環境改善を推進
・秘書１名を採用し、精神保健福祉法提出書類の管理等を担うことで、**医局内の事務処理を支援**

5　医療提供体制の充実･強化の取組

（３）収支改善に関する取組

収入増

・専攻医の確保や正規職員の採用を進めるとともに、**精神保健指定医の取得を支援し、診療体制を充実**
・診療報酬加算について、**算定可能な項目の確実な取得と、未算定要因の確認を推進**

（参考）
同規模の病院であっても、診療報酬の算定状況等により収益に差が生じている。

団体名	経営形態	病院名	病床数	病床利用率（一般病床）	医業（営業）収益	診療収入	職員給与費	材料費	経常収支（百万円）	経常収支比率	医業（営業）収支比率	修正医業（営業）収支比率	診療報酬算定状況
長野県	地独	こころの医療センター駒ヶ根	129	78.0	2,184	1,373	1,500	115	32	101.5	102.8	66.3	・精神科救急急性期医療入院料（スーパー救急）の施設基準取得 ・児童・思春期精神科入院医療管理料の算定
滋賀県	全適	精神医療センター	123	73.5	1,246	1,111	1,472	101	▲240	89.3	57.3	52.1	上記未算定

（出典）令和６年度地方公営企業年鑑
病院事業決算状況・病院経営比較表（令和6年度）

➡まずは、２つの診療報酬算定の実現を図るとともに、同規模病院の取組も参考としながら、医療機能に見合った診療報酬の適切な算定を進め、収益性の向上を目指す。

取　組	時　期	効　果
精神科救急急性期医療入院料（スーパー救急）の施設基準取得	令和８年度取得予定 （診療報酬改定において施設基準が変更されたことで取得可能）	・適切な診療報酬の算定 ・収益改善 ・職員の労働意欲の改善
児童・思春期精神科入院医療管理料の算定	令和９年度取得予定 （児童・思春期精神科の専用病床により取得可能）	

支出減

・光熱水費の削減に引き続き取り組むほか、**材料費の抑制や委託の見直し等を検討**

（参考） 他府県立精神科病院との比較

			近畿府県					
		滋　賀	京　都	大　阪	兵　庫	奈 良	和 歌 山	長　野
設置年度		1992	1945	1926	1937	昭和32年に県立医科大学附属病院が県立精神科病院を合併したことに伴い、県立精神科病院が果たすべき政策医療の役割を県立医科大学附属病院が担っている。	1952	1956
専門的機能	依存症治療	○	○	○	○		○	○
	医療観察法医療（入院）	○	×	○	×		×	○
	身体合併症対応	○	△ 一般科病院との連携	○	○		△ 内科医（非常勤）が在籍	○
	児童・思春期精神医療	○	○	○	○		○	○
	災害精神医療（被災地支援含む）	○	○	○	○		○	○
	認知症疾患医療	（※）	認知症疾患医療センター	認知症ドックの提供	認知症疾患医療センター		認知行動療法専門外来	認知症疾患医療センター
入院診療		123床	256床	473床	462床		300床	129床
経営形態		地方公営企業法全部適用	地方公営企業法一部適用	地方独立行政法人	地方公営企業法全部適用		地方公営企業法一部適用	地方独立行政法人

（出典）京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、長野県　公式ホームページ

（※）県内７病院（瀬田川病院、水口病院、滋賀八幡病院、近江温泉病院、豊郷病院、セフィロト病院、藤本クリニック）にて認知症疾患医療センターを設置

（参考） 県内有床精神科病院との比較

		精神医療センター	琵琶湖病院	滋賀里病院	瀬田川病院	滋賀医科大学附属病院	湖南病院	水口病院	滋賀八幡病院	近江温泉病院	豊郷病院	長浜赤十字病院	セフィロト病院
所在地		草津市	大津市	大津市	大津市	大津市	野洲市	甲賀市	近江八幡市	東近江市	豊郷町	長浜市	長浜市
設置年度		1992	1964	1956	1983	1978	1980	1908	1952	1993	1925	1932	1958
専門的機能	依存症治療	○	○	○	×	×	○	×	○	×	×	○	○
	身体合併症対応	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○
	児童・思春期精神医療	○	○	○	×	○	○	×	○	×	×	○	×
入院診療（※）		123床	精神病床247床	255床	精神病床236床	精神病床34床	116床	407床	350床	精神病床56床	精神病床110床	精神病床64床	176床
設置主体		県	医療法人	医療法人	医療法人社団	国立大学法人	医療法人	一般社団法人	公益財団法人	医療法人	公益財団法人	日本赤十字社滋賀県支部	社会福祉法人

（出典）各病院公式ホームページおよび令和５年度病院機能調査
※入院診療（病床数）については、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課調べ